

工事着手日選択型契約方式について

本工事は、工事着手日選択型契約方式の対象工事であり、受注者が一定の期間内で工事着手日（工期の始期日をいう。以下同じ）を選択することができる。

1 本工事の工事着手期限日

本工事の工事着手の期限となる日（以下「工事着手期限日」という。）は、令和7年1月19日とする。

2 工事着手日

落札者となるものは、契約日の翌日から工事着手期限日までの期間で、任意の日を工事着手日に定め、契約前に工事着手日通知書（別記様式1）により発注者に通知しなければならない。

3 工期

契約上の終期日は受注者の工事着手日のから所要工期の日数（90日）を加えて設定する。

4 前払金

受注者は、工事着手日前に対象工事の前払金を請求することはできない。

5 工事着手日前の取扱い

受注者は、契約日から工事着手日の前日までの期間は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等を含め、工事着手することはできない。

6 配置予定技術者の取扱い

- (1) 契約日から工事着手日の前日までの期間は、監理技術者又は主任技術者等及び現場代理人を配置することを要しない。
- (2) 受注者は、契約約款第10条に基づく「現場代理人及び主任技術者等指名（変更）届」は工事着手日から14日以内に発注者に提出し、コリンズへの登録は工事着手日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に登録機関に登録する。

7 経費の負担

本契約方式により生じる経費は、工事着手日までの現場の管理に要するものを除き、受注者の負担とする。

8 契約保証金

契約保証の期間は、契約日の翌日から工期の終期日までとする。